

# 随意契約結果書

|                                          |                                                             |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 物品等の名称<br>及び数量                           | 令和4年度無電柱化の推進に係る新聞広告掲載                                       |
| 契約担当官等の<br>氏名並びにその<br>所属する部局の<br>名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官<br>九州地方整備局 福岡国道事務所長<br>仲谷 俊昭<br>福岡市東区名島3丁目24-10 |
| 契約締結日                                    | 令和4年10月6日                                                   |
| 契約の相手方の<br>氏名及び住所                        | 株式会社西日本新聞広告社<br>福岡県福岡市中央区今泉1丁目9番14号                         |
| 契約金額<br>(消費税及び地<br>方消費税含む)               | ¥2,728,000-                                                 |
| 予定価格<br>(消費税及び地<br>方消費税含む)               | ¥2,728,000-                                                 |
| 随意契約による<br>こととした理由                       | 別紙のとおり                                                      |
| 備 考                                      |                                                             |

## 随意契約理由書

1. 業 務 名 : 令和4年度無電柱化の推進に係る新聞広告掲載
2. 随意契約の相手方 : 住 所 福岡県福岡市中央区今泉1丁目9-14  
西日本新聞天神南ビル  
会社名 (株)西日本新聞広告社  
電 話 092-711-5050
3. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
4. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
  - 1) 当該業務の目的  
本業務は、無電柱化の重要性について国民の理解と関心を深めるため、11月10日の『無電柱化の日』に合わせて、無電柱化の目的や効果等、取組に関する関心の向上に向けた広報を実施するものである。
  - 2) 当該業務の内容  
本業務は11月10日の『無電柱化の日』に合わせて、無電柱化の目的や効果等、取組を広く周知することを目的に新聞紙面での公告(記事)掲載を行うものである。
  - 3) 随意契約に付する理由
    - ① 国民へ広範な周知を行う必要があるため、情報発信の広域性及び確実性及び保存性を考慮すると新聞による広報が有効的な手段である。
    - ② 西日本新聞社は、福岡県の日刊地方新聞社であり福岡県内において、新聞発行部数のシェア率が約5割と最も高いため、福岡県内で最も多くの人に発信することができ、本業務の目的を最も効果的且つ効率的に達成しうる機関である。  
以上のことから、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、株式会社西日本新聞広告社と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

福岡国道事務所 管理第二課長